

墨田区のお知らせ2011.4.21

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

木造住宅耐震改修促進助成 特集号

発行：建築指導課耐震化担当 ☎5608-6269 (直通) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

安心できる住まいづくりのためにご利用ください

木造住宅の耐震改修に係る新たな助成制度

3月11日、東北地方の太平洋三陸沖を震源地として、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録する大地震が発生し、多くの建物が甚大な被害を受けました。震度5弱を記録した区内でも、建物の損傷や家具の転倒などの被害がありました。

区では、地震による被害を最小限にするため、平成18年1月から木造住宅の耐震改修助成を行ってきました。また、今年4月からは、安心して住み続けられる住まいの整備に向けて、新たに「耐震・バリアフリー改修促進支援制度」などの3つの制度を加えました。

いつ起こるか分からない地震に備え、建物の倒壊を防ぐ耐震改修を、ぜひ、ご利用ください。

[問合せ]建築指導課耐震化担当(区役所9階) ☎ 5608-6269



阪神・淡路大震災により倒壊し、道路をふさぐ木造住宅 (写真提供)阪神・淡路大震災まち支援グループ まちコミュニケーションより

ご自身の建物はどんな建物ですか？

- 区内の木造住宅ですか？
- 昭和56年5月以前の建物ですか？

耐震診断助成制度や耐震改修助成制度は昭和56年5月31日以前に着工された区内の木造住宅が対象です。

当てはまる方は、助成制度を利用して耐震診断や耐震改修を行ってみませんか。



耐震改修の一例

耐震診断とは

専門的な計算によって、お住まいの建物が地震に対してどの程度の強さを持っているかを評価することをいいます。人間に例えると健康診断のようなもので、建物の弱点を知ることができます。耐震改修を効果的に行うために必要なものです。

耐震改修とは

耐震診断により分かった、建物の地震に対する強さを向上させる工事のことをいいます。効果的に耐震改修工事を行うことで、地震に対する不安をなくすことができます。

木造住宅の耐震改修助成制度に加えた新しい制度

新たに加えた木造住宅の耐震改修助成制度は次の3つの制度となります。

- ①耐震・バリアフリー改修促進支援助成制度
- ②主要生活道路沿道の耐震改修助成制度
- ③民間木造賃貸住宅改修支援に関わる耐震改修助成制度

